第三条の十六第一項中「若しくは財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書若しくは財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」に改め、同項ただし書中「及び財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書及び財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」に、「異動申告書及び」を「異動申告書」に改め、「勤務先異動申告書」の下に「及び育児休業等期間変更申告書」を加え、同条第二項第一号中「及び」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に改め、同条第四項中「特別国内勤務申告書」の下に「、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」を加え、「別表第三(九)」を「別表第三(十)」に改める。

第三条の十七中「特別国内勤務申告書」の下に「、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」を加え、「別表第三(九)」を「別表第三(十)」に改める。

第四条の三第一項中「施行令第五条の二第一項に規定する店頭売買登録銘柄」を「店頭売買登録銘柄（株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。）で、金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）」に改める。

第四条の六第三号ロ中「厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金」を「企業年金基金又は企業年金連合会」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五条の六第二項第三号中「代表者」の下に「（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。）」を加える。

第五条の七第一項中「第五条の四第五項」を「第五条の四第四項」に改め、同条第二項中「第五条の四第七項」を「第五条の四第六項」に、「同条第六項各号」を「同条第五項各号」に改め、同条第三項中「第五条の四第十二項」を「第五条の四第十一項」に改める。

第五条の八第五項及び第六項を次のように改める。

5　施行令第五条の五第三項に規定する取得価額（以下この項及び次項において「取得価額」という。）が百二十万円以上の工具、器具及び備品に準ずるものとして同条第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三第一項に規定する個人がその年（その年が平成十年である場合には同項に規定する指定期間の初日から同年十二月三十一日までの期間に限るものとし、その年が平成二十九年である場合には同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限るものとする。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次項において同じ。）又は製作をして国内にある当該個人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（次項において「指定事業の用」という。）に供した第一項第一号に掲げる測定工具及び検査工具（一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）、第一項第二号に掲げる電子計算機（所得税法施行令第百三十八条又は第百三十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又は第一項第四号に掲げる試験若しくは測定機器（一台又は一基の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該測定工具及び検査工具、電子計算機又は試験若しくは測定機器とする。

6　取得価額が七十万円以上のソフトウエアに準ずるものとして施行令第五条の五第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三第一項に規定する個人がその年（その年が平成十八年である場合には同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間に限るものとし、その年が平成二十九年である場合には同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限るものとする。）において、取得又は製作をして国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した施行令第五条の五第一項に規定するソフトウエア（所得税法施行令第百三十八条又は第百三十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアとする。

第五条の九第一項中「につき確認した旨を記載した」を「が確認できる」に改める。

第五条の十五中「同項に規定する指定期間内」を「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内」に改め、同条を第五条の十八とする。

第五条の十四を第五条の十七とする。

第五条の十三中「第六条の六第四項から第七項まで」を「第六条の六第二項から第五項まで」に改め、同条を第五条の十六とする。

第五条の十二第五項中「第六条の三第十八項」を「第六条の三第二十項」に、「第六条の三第十三項」を「策定した」を「策定し、又は作成した」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第六条の三第十四項」を「第六条の三第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「法第十二条第一項の表の第二号の第三欄」を「施行令第六条の三第七項第一号ロ及び法第十二条第一項の表の第四号の第三欄」に、「定めるもの」を「定める器具及び備品」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　施行令第六条の三第十二項に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年総務省、農林水産省、国土交通省令第二号）第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第五条の十二第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第六条の三第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

第五条の十二を第五条の十五とし、第五条の十一を第五条の十四とし、第五条の十の次に次の三条を加える。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の十一　施行令第五条の六の四第十項に規定する財務省令で定める者は、当該個人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者をいう。

一　雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二　施行令第五条の六の四第四項に規定する賃金台帳

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二　施行令第五条の六の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　施行令第五条の六の五第一項に規定する財務省令で定めるソフトウエアは、開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるソフトウエアとする。

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第五条の十三　法第十一条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物（同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。）がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修（以下この条において「耐震改修」という。）のための工事により同法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

一　当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長

二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百二号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

三　建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）